

保護者の皆様

令和2年5月15日

京都市立明徳小学校
校長 岡本 雅文

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

（2）特例預かり等の実施について（小学校・義務教育学校前期課程）

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。詳細については、別紙配布の「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」をご覧ください。

2 臨時休業期間中の取組について

家庭学習の状況を把握し、授業再開後の学習の充実が図れるように、6月までの期間に、学習相談日や学習面談を設定します。詳しくは、後日配布の「臨時休業中の学習相談日について」のプリントを参考の上、ご利用下さい。事前に申し込みが必要となります。所定の用紙に記入の上、5月18日（月）までに学校まで提出いただとか、電話でも受け付けますので、お申し込みください。

（1）家庭学習等の取組

ア 希望する子どもを対象に学習相談や面談等、登校できる機会の設定

希望する子どもたちが、直接、教員と面談し、学習等での疑問点、悩みや困りごと等を相談・質問等するために、新たに、登校できる機会を設けます。また、子どもたちが登校した際、運動場や体育館等を活用して、体を動かす機会も設けます。

イ 学習課題の提示と提出

- ① 引き続き、家庭訪問や郵便受けへの投函、本校ホームページでの掲載等により、臨時休業期間中の学習課題を提示していきますので、計画的に取り組めるよう、ご家庭においても、子どもたちへの指導をお願いいたします。
- ② 上記の学習課題の提示に加え、新たに、子どもたちが、学習課題の提出や疑問点・質問を投函できる「臨時ポスト」を予定通り11日（月）から校門に設置していますので、ご活用ください。
※ 必ず、封筒に学年と名前を記載をお忘れなく。

ウ 5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元

を中心とした「特別教育番組」を、5月18日（月）から5月29日（金）にKBS京都で放送します。放送スケジュールの詳細は、チラシをご参照ください。子どもたちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。

なお4月放送分の動画はKBS京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご活用ください。【URL https://www.kbs-kyoto.co.jp/tv/kyoto_manabi/
視聴にはID PWが必要となります。配布用プリントに記載しています。】

エ 文部科学省や東京書籍等の家庭学習教材の活用

先日配布の「きみの『楽しい』を見つけよう！」京都市家庭学習応援コンテンツ（別添参考）もご参考いただき、文部科学省「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」や東京書籍「プリントひろば（ID PWは配布用に記載しています）等も活用して家庭学習を進めてください。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

- (1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。
- (2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。「健康観察票」を配布しています。明徳小学校のホームページからもプリントアウトできます。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 701-0111）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

- (4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間の延長に伴い、学校再開後の、各教科等の授業時数を確保するため、学校行事の見直しや時間割の工夫（例：週1～3回程度の7時間授業など）、補充学習の実施（例：放課後や月1～2回程度の土曜学習など）、また、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月中の「午前中授業」（給食はありません。）の実施等について検討する方針が教育委員会から示されました。

保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

5 お願い

休校期間が長くなることで、子どもたちのストレスもたまつてくることかと思います。そのことは、十分承知の上ではありますが、もうしばらく、工夫をしながらこの危機を皆さんで乗り越えていきたいと思います。

子どもたちが大勢集まって遊んでいる、マスクもしないで集団で集まっている、道路で大勢が集まり声がうるさい、自転車やキックボード、ジェイボードなどで走り回って危険を感じる、道路やガレージに集まって長時間すごしているなど

の情報が入っています。以前にもお願いをしていましたところです。厳しい状況であることは重々承知をしておりますが、本校の児童だけが窮屈な思いをしているではありません。多くの方々が、この状況の中で苦慮しながらも、早い終息を願って生活をしておられます。皆様の努力や工夫が、感染者の数の減少につながっているのだと思います。子どもたちの過ごし方、あるいは、なぜ、このような生活の仕方となっているのかの意味を改めてお伝えいただき、みんなでがんばっているんだ、という思いを共有できる過ごし方ができれば、地域の一人としてつながりも深まり、意識も高まるのではないかでしょうか。注意喚起も含めて、もうしばらく、どうぞよろしくお願いします。